

日本における共同体と 生活保障制度の変化(3)

武田久義

- 一. はじめに
- 二. 共同体と生活保障制度の変化
 - (一) 古代の村落共同体
 - 1. 共同体における生活保障制度
 - 2. 文献にあらわれた生活保障制度
 - (二) 中世
 - 1. 村落共同体における生活保障制度
 - 2. 商工業者の共同体における生活保障制度
 - (1) 商工業の発達と職業の分化
 - (2) 商人および手工業者の共同体と生活保障制度
 - (3) 座の衰退(以上前号)
 - (三) 近世(以下本号)
 - 1. 近世村落共同体における生活保障制度
 - (1) 村落共同体の変化
 - (2) 村落共同体における生活保障制度(以上本号)

(三) 近世

1. 近世村落共同体における生活保障制度

(1) 村落共同体の変化

近世における村落共同体の特質を一言で述べるならば、家が共同体の基礎的単位となったということである。中世においても、家は存在していた。し

かし、中世における家と共同体との関係を見た場合、個々の家は「名」という共同体の中に包摂されていた。そして個々の家は徐々に自立を強めていたとはいえ、「名」が共同体の基礎的単位であった。この家すなわち個々の農家が、近世になるとそれぞれ独自の経済的単位として自立してきたのである。しかし、個々の農家はまだ完全に独立したわけではない。依然として共同体を形成する必要があった。それは、水利、山野、労働利用等多くの面で、個々の農家が単独で存在することが不可能であったからである。そこで、個々の農家は、必要に応じて地域を超えて結合し合ったのである¹⁾。したがって、個々の自立しつつある経済的単位としての個々の農家を基礎的単位とした結合、すなわち「家連合」が近世の共同体の特徴である²⁾。なお、家連合とは、一つの生活単位としての特殊な役割を担う家が他の家と生活上の種々の契機について結合している共同関係³⁾であり、本家・分家関係、姻戚・血縁関係、水利関係、山野利用関係、建築、牛馬飼育とその使用関係、消費生活における関係等、様々なものがあった。ここでは、「家と家とのつながり、それなくしては各自に存在できぬつながりを、ひろい意味で共同体」と解釈しておく⁴⁾。

それでは、この背景となったものは何か。その広範な背景としては、何よりも農業生産力の発展があった。そしてそれと関連する様々な原因、すなわち商工業の発展や政治的要因等があったのである。

まず第一に、農業生産力の発展についてである。室町末期から戦国時代にかけて、急速に展開していった小農民の自立化の傾向は、それ自体、集約農業を可能にして農業生産力の向上をもたらすものであった。このような小農民の自立化と集約農業、それが16世紀を通じて農業生産を飛躍的に増進させ

1) 「すべての結合・共同組織は家を単位としていた。そして家と家との関係が生まれるとき、その必要のためには地域にこだわらなかった」(中村吉次、『日本の村落共同体』、昭和32年、日本評論新社、152頁)。

2) 大石慎三郎、「農工生産の進展」(編集委員代表 原田伴彦『日本生活文化史 第五巻—動乱から秩序化へ』、昭和49年、河出書房新社)、31~34頁。

3) 村落社会研究会、『村落共同体の構造分析』、1977年、お茶の水書房、28頁。

4) 中村吉次、前掲書、118頁。

る重要な理由であった⁵⁾。しかしそれだけではなく、地方に割拠する大名の作業奨励もまた、農業生産力の発展に大きく貢献した⁶⁾。すなわち、実力を貯えつつあった在地権力としての大名による農業の発達に対するきわめて大きな努力があったのである。彼等在地権力は、みずから大きくなるために、またさらに大きくなるにつれて広範囲にわたっての“勸農”を行うことになったのである⁷⁾。このような農業の発展は名主・名田的な中世共同体を変化せしめることとなった。それは農業の発展と対応して、共同体間の交換の発達の促進、さらにその交換の発達が共同体内に与える反作用というように関連した行動をとったからである⁸⁾。

次に商工業の発達について簡単に述べておこう。中世における商工業の発達については、すでに見てきた。そして、中世末期にいたって商工業の発達に対する障害となってきた「座」の衰退についても、見てきた。このように時代を追って商工業が発達するのは、自然の勢いであった。そしてそれは、近世になると一層大きく促進されることとなった。16世紀の初頭以来、大名領国の形成とともに、領国を単位とする商品流通圏が成長しつつあったが、他方、商品の活動は領国の枠を越えて、いくつかの領国を結ぶより広範囲な商品流通の形成を可能ならしめつつあった⁹⁾。都市における金属・織物関係の手工業の小商品生産の発展は、一方では都市内部の他の種類の手工業の発達を促進するとともに、他方では地方の手工業原料・食料の生産を刺激し、それらに小商品生産的な商業的・農業的な色彩を付与していく結果となる。つまり、小商品生産に基礎を置く都市と農村の社会的分業の形あるいは

5) 近世初頭における農業の生産高は、米穀のみでも最初の1世紀位の間に総高が1,800万石から2,600万石へと飛躍的に増進している。この背景には新田の開発、生産用具の改良、金肥の普及等があった。そしてそれを可能にしたものこそ、領国経済の確立の過程で打ち出されてきた近世的自営農民の、小農民経営といつてよい。(奈良本辰也,「近世史概説」(『岩波講座 日本歴史<9>』所収), 33頁)。

6) 奈良本辰也, 同論文, 10~11頁。

7) 中村吉次,『日本社会史(新版)』, 1970年, 山川出版社, 156頁。

8) 中村吉次, 前掲『日本の村落共同体』, 97頁。

9) 今井林太郎,「信長の出現と中世的権威の否定」(『岩波講座 日本歴史<9>』所収), 74頁。

それへの傾斜ということで、少なくともその可能性が16世紀に与えられていた¹⁰⁾。そして商品の流通が広範囲に及び、農村にも影響を及ぼしてきたのである。このことがそれまでの共同体に及ぼした影響は、きわめて大きい。中村吉次氏は次のように記している。

「商品流通が、村々にもおよんでくること、それも農業進歩と相応じて進んだわけだが、この面でも古い共同体は適応しなくなる。それはやはり農家の独立性を強める作用をもつ。市が増加し、町ができてゆく。村々の行人や職人の遍歴が頻繁になる。そうなれば、個々の農家への接触も増してくる。ということは共同体の分解を促すということなのである。原料作物をつくり、それを職人の加工品と交換する。商人が仲介すれば、遠方との交換もできる。それが強くなれば、独立農家としての家計が成立しよう。名主の家計の下で、名の小家族の小家計があったのが、名主の家計から独立して小農家の家計ができてくるということになる。これは名の解体の原則の一方向である」¹¹⁾。

そして最後に、諸々の政治的要因について一言述べておこう。すでに見たように、従来の「名」が破壊され、領域単位の支配が行われるようになった。すなわち、大名領国制である。そこでは、土地・人民の大名による直接支配が行われ、以前の共同体の長である武家は、城下町に集住するようになった。また、この過程において、共同体的自足性の強い経済関係が失われていった¹²⁾。当然のことながら、農民の独立傾向は強化された。そして個々の農家は、次のように独立していった。

土一揆が激発し、村争いが不断に進行していた。国人が強くなってきていた。ここにおいて村の解体现象が生じてきたのである。名という“家”の分裂が起こっていた。そこでは、土地の集約的利用が進行していた。そして、名に含まれ、名主の家長権の下にあった名田分割耕作単位の家が、相対的に

10) 高尾一彦、「京都・堺・博多」(『岩波講座 日本歴史<9>』所収)、145頁。

11) 中村吉次、前掲『日本社会史(新版)』、163頁。

12) 同書、164頁。

独立性を強めてきた。また、小家族の家族人口構成による小土地経営の集約化も独立性を強める方向に作用した。そして大名達は、下から地域をまとめ、一単位ずつの共同体を壊し、領域支配を進めていった。そして大名は、土地・人・家を直接に支配していった。このような支配における変化はまた、相対的に農民の土地所有を強化することになったのである¹³⁾。

このようにして、中世の共同体の性格が変化した。大名が家臣や名主を介さずに直接的な支配を行うようになった。そして、在地の武家は土地を離れ、平地の居城に集住するようになった。このことによって、城下町が建設され、商工人の集中が起こった。この過程で「座」も城下町に集中させられ、従来の散在市庭や寺社や公家等の諸権力に従属していた職人の座も切断された。また、商人も城下に集中させられた¹⁴⁾。

以上のように、村落の基盤は大きく変化していた。それは、当然ながら共同体のあり方と密接な関連を有していた。すなわち、それまでの共同体に大きな変化が生じたのである。これを簡潔に表現するならば、それまでの「名」を中心とした共同体が分解し、基本的に個別農家を核とする新たな共同体が形成されてきたとすることができるのである。そしてそれは、ほぼ次のような形をとることとなった。すなわち、中世共同体としての名田の解体において、農家が“独立”してくるとき、名田内で適当に分散分担していた土地を、そのまま“所有地”として“独立”してきたのである。そこでは、個々の小家族の強められた土地所有が現れるのは、いわば必然的現象であった¹⁵⁾。

しかし、すでに述べたように、個々の農家が単独で存在することは不可能であった。そして、散在し錯綜している各農家の持地の経営のためには、集落にまたがる農家相互の連合が必要であった。そこで、家の連合が生じてきた。言いかえると、近世における農家は、それぞれの生活のなかでそれだけで完結していなかった。一つの家が他の家とあらゆる面で深いつながりをもっ

13) 同, 161頁。

14) 同, 116頁。

15) 中村吉次, 前掲『日本の村落共同体』, 101頁。

ていた。つまり家は、より具体的には家連合として存在しており、この家連合は本質的に共同体であったのである¹⁶⁾。

ところで家連合について、筆者はこれを二つの形態に分けて考えたい。一つは、個別の農家が独立を強めているとはいえ典型的には本家・分家関係に現れたように、それ以前の「擬似血縁関係的」性格を比較的強く残しているものである。「同族団」という表現がふさわしい結合形態である。そしてもう一つは、独立した個々の農家が山野、用水等々の様々な問題に対応して比較的対等の立場で結合しあうものである。強いて類型化するとすれば、前者を縦の結合、後者を横の結合と見ることも可能であると考えられる。なお、筆者は、このように二つに分けて考えているが、実際には両者は重なりあっていることが多かったと思われる¹⁷⁾。

先ず、「同族団」的家連合から見ておこう。同族団における同族とは、血縁を中心としつつも非血縁を広範に含む、主として経済的関係を基礎とした結合であった。そして、同族はいくつかの濃い同族団を中心に、重層的に構成されていた¹⁸⁾。すなわち、本家を中心に、同族関係の家が、順次に濃いものから薄いものとなって重層的に取り巻いていた。そしてその濃い方の家が、一方ではまたみずから中心本家となっていることもあった¹⁹⁾。そして本家との関係の濃淡に応じて、ユイ、スケ、テツダイ等の様々な名称があった²⁰⁾。

それでは、このような同族関係を形成させた基本的要因は何だったのか。それは、家族の人口、土地の条件、そして土地の耕作・経営の方法等の相関であった²¹⁾。そしてそこにおいては、家の存続が最も重要な問題として考えられていた。たとえば、農業労働のように季節的に大きな波がある場合には、年間を通じて労働人口を家族人口またはそれに準ずる奉公人として保持する

16) 矢木明夫、『封建領主制と共同体』、昭和47年、塙書房、354頁。

17) 各個の家は一方には同族関係を持ち、同時に他方にはその他のいくつかの家連合（筆者注：横の関係）に属していた。

18) 村落社会研究会、前掲書、66頁。

19) 中村吉次、前掲『日本の村落共同体』、121頁。

20) 村落社会研究会、前掲書、73頁。

21) 中村吉次、前掲『日本の村落共同体』、12頁。

ことは困難である。したがって、季節による労働の種類と量とによって動員できる数を、それぞれ小農家として配置しておくのが適当であった。そこでいくらかの土地、家、屋敷を与えて、自ら農家たらしめておき、そこから労働を提供させるために分家を出すという形をとった。そして分家は、不十分な土地による不足分を補うために本家の土地耕作に参加することで生活を維持した²²⁾。このように、極論すれば家が必要なときに他から入ってくる労働力人口を含む集団として意識され、構成されていたのである²³⁾。

すなわち、経営的観点から適切と思われる家が同族をつくったのである。そしてそのような共同体は拡散していた。家と家とのつながりとして、一村区域にまとまっていたはなかった。そこに本家・宗家というべき農家と、その周辺衛星農家という同族的（共同体的）結合体が、からみあっていたのである²⁴⁾。

そしてもう一つの家連合は、それぞれの目的ごとに個々の家が結合するようになったことである。すなわち個々の家は、それぞれの目的に応じて相互に結合しあっていたのである。中村吉次氏は、次のように記している。

（結合の）契機として、「技術および商品流通等の変化もあった。水利についても新しい組み合わせができる。労働組織が、その水利組織と一致すればいいが、一致しないようになってくる。さらにまた山野の利用もちがってきたから、新しい組ができるが、これもまた一致しない。進歩がある故に、単純な一集落だけで万事すむわけにいかなくなったのである。各農家は、その持地の位置や大小によって、もっとも適当な家々と連合をするから、水についての連合と労働組織の連合とくいちがってくる。どの家も単一では存在できぬが、連合し共同する相手の家々は、契機ごとにちがうという現実がおこる。集落内の数家と、他集落の数家と、さらにもっと数の多い集落の中の家とも結合する。住居としては集落に住んでいるが、耕地は散在しているか

22) 村落社会研究会、前掲書、72頁。

23) 同書、67頁。

24) 中村吉次、前掲『日本社会史（新版）』、228頁。

ら、住居の近隣性は耕地の共同とは一致しない。連合する契機または機能としての、水の利用とか山野利用とか労働組織が、その契機ごとにちがった組み合わせをつくる。機能別の共同体ということばを私は使っている²⁵⁾。

このように、個々の農家は、生活に必要な様々な機能に応じて多様な結合をするようになってきたのである。いわば「機能的結合」とでも言うべきものである。そしてその主なものは、水利用、山野利用（緑肥・堆肥・厩肥、家畜の飼料、薪炭等の収穫のため）、農繁期における労働力利用等であった。

そしてたとえば水利用に関する共同体においては、次のような事実が明らかにされている。一例を見ておこう²⁶⁾。

「近世の農業の中心は水田稲作農業であり、それは整備された灌排水施設（農業用水路など）の存在を前提としてはじめて成立する農業である。

ところが、この灌排水施設は、個々の農民のもっている個々の田圃、または個々の農民の所有地に応じて別個の灌排水施設を用意するわけではなく、村全体をひっくめて原則的に一つの、または同一の用水によってこれを行うのである。したがって灌排水施設は地理的またはその他の条件により、村中が一つの秩序ののってこれをおこなうことになるのである。この秩序は番水または廻水その他地方独自の分水慣行によって支えられているのが常である。」

このように、農業上の用水をめぐる共同体が形成される場合、水利共同体が一つ形成されるのではなく、普通に「用水」として総括されている事柄の内容の細目毎に共同体規制が働いていた。そして、水利規制において、皆が会合し相談しているのであり、様々な費用負担の割付が共同体を単位としてなされ、共同体単位で徴収の責任がとられているのである。そして個々の用水主体としての農民の共同体組織、用配水を契機とする用水規制による連帯の必要性、しかもその中で個別的分割用水の存在とその権利所有の私的性格の強化に伴う不平等の存在が見られた。また、個々の農民が灌漑用水を

25) 同書、216頁。

26) 大石慎三郎、前掲論文、31頁。

利用する場合には、いくつかの共同体的用水分配規制が重なって存在している場合もあった。共同体を単位とする分配においては、共同体員以外はこの分配を受けることができない。また、各家へ順次配分する場合にも、必ず共同体を媒介して行われた。このように、共同体においては、たとえば用配水を契機としても連帯が必然的となったのである²⁷⁾。

そして注意すべきことは、水利や山野の組においては、単なる対等の組合ではなく、うすれた同族意識が存在したことである²⁸⁾。

(2) 村落共同体における生活保障制度

生活保障のあり方を古代に遡って考えた場合、それには四つの方法があった。一つは、共同体の中に生活保障が包摂されていたこと、すなわち共同体内での救済である。そして二つ目として、公的な官の立場から行われた様々なものである。すなわち、屯倉、不動倉、義倉、借貸、常平倉、献物叙位等である。これらの外に、五保制度や出挙等が存在していた。これらについては、すでに述べてきたところである。そして三つ目は、富者によるいわば慈善的な救済である。この富者による救済(ノブレス・オブリージュ)は、多くの民族の中に見ることができる。そして多くは、共同体における救済の中に溶け込んでいた。なお、以上の三つの方法は、共同体の規模が拡大することによって明確な区別をつけることが困難になってきた。そして四つ目は、個別の経済主体すなわち個々の家族が自らの責任において保障を行うものである。これは、基本的にはいつの時代にも存在するものであるが、ここでは共同体の枠組みの外において行われる私的な保障を意味している。現代の生命保険会社による保険のようなものである。氏族制が強く作用している段階においては、このような私的保障は基本的には存在しなかったと考えることができる。しかし、私的な所有関係が発生するとともに、徐々に形成されてきたと思われる。したがって、萌芽的にはあるが、古代社会においても存

27) 矢木明夫、前掲書、270～291頁。

28) 村落社会研究会、前掲書、66頁。

在したのである。しかしそれが比較的明らかになるのは、中世社会においてである。なお中世においては、生活保障は基本的に「名」を基礎とした共同体の中に包摂されていたのであるが、それと同時に、すでに述べた「講的結合」に見られるような「横の結合」すなわち私的な所有関係を前提とした救済形態の存在が明確に見られるようになるのである。

さて、近世の村落は、基本的に行政単位としての村落であった。すなわち、幕藩体制の成立の過程において、領主は共同体としての村を一つあるいはいくつか集めて行政区画としてのいわゆる近世村落として把握するようになった。行政単位としての村落は、16世紀の末から17世紀の初めにかけて成立した。これによって村と村との境、村の範囲が決定されたのである²⁹⁾。それは、現実の村落共同体と必ずしも一致しているわけではない。しかし、後述する藩の主導による救済のための諸施設が行政村を基礎としていたのである。

当時の生活保障には、その多くが藩等の主導による公的立場から行われたものと、共同体内における人々の自主的取組等があった。ここで藩等の主導による施設についても考えるのは、形のうえでは藩の主導によりながら現実の場においては、これらは相互に重なり合っており明確に区別することが困難なものもあり、また、実質的には村落共同体によって実施されたものも多いからである。

ところで諸藩における備荒貯蓄制度を中心とした救済制度については、筆者はすでに一定の考察を行っている³⁰⁾。本稿は、そこですでに記したことも参考にしつつ、生活保障のための諸制度について述べていくこととする。この外、近世における郷蔵等の備荒貯蓄制度についての資料を別稿で発表する予定であり、本稿はそれと重複する部分もあることをお断りしておきたい。

29) 所理喜夫、「共同地域」(編集委員代表 西山松之助、『日本生活文化史 第六巻－日本の生活の完成』、昭和49年、河出書房新社所収)、126頁。

30) 「近世諸藩のリスクマネジメント(1)および(2)」(『桃山学院大学経済経営論集』第37巻第4号、1996年3月および第38巻第1号、1996年7月、所収)および「五人組と生活保障についての一考察」(『桃山学院大学経済経営論集』第35巻第4号、1994年3月、所収)。

幕府や藩等による公的な救済は、共同体や私人による救済、扶助等の私的な救済とは直接の関係はない。しかし、当然のことながら現実の場においては公的な救済は私的な救済と密接な関連を有していたのであり、なかには公的なものと私的なものとの区別が困難なものもあったのである。さらに付言するならば、明治期以降においては、公的な救済とくに社会保険が生活保障の主要な一部を占めることになるのである。以上の点を考慮して、ここでは公的な立場からの救済についても一定の考察を行うこととする。

諸藩においては、幕府からの命令によるものばかりでなく、それぞれ独自に農民の生活保障のための諸施策がなされている。ここでは、幕府からの命令を契機としてなされたものも含めて藩の主導によってなされたものおよび人々の自主的な取組のうちから主なものを紹介する³¹⁾。

(2) - 1. 五人組

江戸時代の農村および都市における相互扶助のための基礎的単位としての五人組が存在したことは、よく知られている。そしてこの五人組が相互扶助のためというよりはむしろ、人民統制のための機能を有していたことも、よく知られているところである。以下、主に前掲の拙稿を参考としつつ、五人組について簡単に述べておこう。

古代の五保制度と五人組との関係については、ここではふれない。五人組の名称は、はやくも足利時代の末期の天文5年(1536)の文書に現れている。しかし一般的には、五人組制度の起源は慶長2年(1597)3月の豊臣秀吉の「御掟」とされている。そしてそれは、京都・大阪在住の諸大名の家臣に対する市中の治安対策にあり、武士階級を対象としたものであった。しかし後に、秀吉政権下の諸大名の自領内の農民統制のために採用され、続いて江戸幕府の人民支配の統制機構として定着したものと考えられている³²⁾。そし

31) これらのうちのいくつかについては、前掲拙稿「近世諸藩のリスクマネジメント(1),(2)」および「五人組と生活保障についての一考察」ですでに紹介している。

て、五人組の広範な制度化は、寛永年間に行われたと考えられる。五人組の主要な目的は、当初は治安対策や農民支配であったが、寛永年間の広範な普及と制度的な確立をみた段階において、農村内部における連帯責任に変化したものと考えられる。そして五人組帳前書にあらわれたところからみて、五人組による生活保障は基本的に①作業上の互助と協同、②経済的・慈善的救済、③凶作に対する準備として理解することができる。

そしてこのような五人組による救済は、村落共同体における一つの重要な役割を担っていたのである。それは、いわば、五人組という行政村落の枠組みによる生活共同体における救済と、それを越えた機能的共同体における救済とが相互に絡み合っていた、ということができるように思われる。なお、煎本増夫氏は、次のように五人組の機能を高く評価している。

「近世中期以降、村落内で實際上、相互扶助的機能の役割を推進していた同族団の結合は、近世中期以降の近世農民層の階層分化とともに弱体化した。これにかわって、五人組編成の基準である、組高の平均化にみられるように、相互扶助＝連帯責任制が可能のように編成された五人組が、村落内の社会組織の中軸となり、他の家連合体に優越する存在となる」³³⁾。

以上のようにして、五人組の機能は江戸中期になると相互扶助と村の振興に重点が置かれるようになってきたのである³⁴⁾。

ところで、五人組においても大きな救済の対象の一つであった凶作・飢饉への対処は、近世においては、きわめて重要な課題であった。近世には享保、天明、天保の三大飢饉をはじめとして、数多くの不作・凶作・飢饉が発生している。なお、一度大凶作があると、その後数年間は凶作が連続するというのが普通である。それは、自然的な問題だけでなく、技術的にも社会的にも、その立ち直りがいかに困難であったかをしめしているともいえよう³⁵⁾。飢饉

32) 煎本増夫、「五人組と近世村落」(『駿台史学』31号所収)、59頁。

33) 煎本増夫、前掲論文、88頁。

34) 石川謙、『近世日本社会教育史の研究』、1976年、青史社、202～204頁。

35) 誉田慶恩・横山明男、『山形県の歴史』、昭和45年、山川出版社、205頁。

に際して幕府はじめ諸藩の多くは、何らかの対策を講じた。たとえば、宝暦3年(1753)、幕府は備荒貯蓄のための「困粍」として、高1万石につき粍を1000俵困い置くよう、全国の藩に命じた。これによって、この種の制度が普及していったとされている³⁶⁾。

筆者もすでに考察したところであるが、日本では諸藩における「義倉」と「社倉」の名称の用い方は、厳密ではない。いや、ほとんど意識されていなかったというべきである³⁷⁾。

(2) - 2. 諸藩における生活保障制度³⁸⁾

ここでは、諸藩における備荒貯蓄制度を中心に見ていく。備荒貯蓄制度は、江戸時代においては生活保障のための最も重要な制度であった。したがって、幕府による「困米令」は、次のようにしばしば発せられている³⁹⁾。

- ・天和3年10月。
- ・享保15年8月。
- ・宝暦3年4月。高1万石につき困粍1千俵。
- ・宝暦4年2月。高1万石につき困粍1千俵。

36) 恩田守雄、『互助社会論』、2006年、世界思想社、242頁。

37) 前掲拙稿、「近世諸藩のリスクマネジメント(1)および(2)」参照。

38) 本稿の記述に際して、主に以下の文献を参考にした。記して感謝の意を表する次第である。

- ・各都道府県史および各市町村史。
- ・『江戸時代人づくり風土記』、農山漁村文化協会、各号。
- ・小林平左衛門、『郷藏制度の変遷』、1934年。
- ・小林平左衛門、「滋賀県における郷藏制度の研究」(一)および(二)、(『社会経済史学』4-4および4-5、所収)。
- ・恩田守雄、前掲書。
- ・菊池勇夫、『飢饉から読む近世社会』、2003年、校倉書房。
- ・菊池勇夫、『近世の飢饉』、平成9年、吉川弘文館。
- ・牧野洋一、「近世におけるわが国の備荒貯穀倉の分布」(『熊本商大30周年記念論文集』39所収)。

39) 鹿児島県、『鹿児島県史 第2巻』、昭和15年、445頁以下、および、石井良助・服藤弘司、『御触書集成目録(上) - 事項目録』、2002年、岩波書店、を参考とした。

- ・宝暦5年12月。困粃1年分の払出を命じる。
- ・宝暦6年2月。さらに1年分の払出を命じる。
- ・宝暦10年7月。高1万石につき困粃1千俵。
- ・宝暦11年・12年。高1万石につき困粃1千俵。
- ・安永3年正月。高1万石につき困粃1千俵。作柄により行う。
- ・寛政元年9月。翌年以降5年間、高1万石につき年50石困粃。
- ・文化元年9月。高1万石につき、困粃1千俵。
- ・文化2年。高1万石につき、困粃1千俵。
- ・文化7年。高1万石につき、困粃1千俵。米で500俵。
- ・天保12年10月。高1万石につき、困粃100石。以後5年間同様。

以下、諸藩における生活保障制度のうちで主要なものを紹介する。なお、筆者は、『環太平洋圏経営研究』第9号（2008年3月）で備荒貯蓄制度について紹介しているが、本稿はそれと重複する部分があることをお断りしておく。

（北海道）

文化4年（1807）松前・蝦夷地一円が幕領になったさい、松前奉行の所在地である松前（福山）には備米を置いた。さらに、文化12年（1815）、場所請負人に出金させて市中備米（困米）を設置した。このほか、天保4年（1833）、西蝦夷地請負人一同が備米設置の願書を松前藩に出して許可されている⁴⁰⁾。この備米は、27場所で、米2,500石を備えた。これは、幕領時代の制度にならったもので、東蝦夷地では当時すでに3,000余石が蓄えられていた⁴¹⁾。また、松前藩には穀倉が存在していたという。

そのほか1855年に松前藩は直轄領となったが、それとともに箱館に非常備米を貯蔵しておくことにし、やがて各場所に数十石ないし数百石ずつ分置した。

40) 菊池勇夫、前掲『飢饉から読む近世社会』、264～266頁。

41) 北海道庁、『新撰北海道史』第一巻、昭和11年、清文堂出版、67頁。

(青森県)

津軽藩には、すでに元禄以前から備荒貯穀の制度はあった。しかし豊年が続いたため、または藩の財政等の都合で一時他へ流用していたものと考えられている。また、享保11年(1726)には郷蔵(貯枌)が、明和2年(1765)にはなんらかの備荒貯蓄制度が、そして天明3年(1783)には義倉が、さらに寛政2年(1790)には社倉的郷蔵があった。

弘前藩では、寛政2年に「凶年の備枌」として百姓高10石につき米3斗(枌にして5斗)分を組単位で貯えることが始まった。「郷蔵」の建設は富裕者の出金によとし、寛政5-6年頃までにおおよそ完成したと言われている。藩主からも金3,700両が下されている⁴²⁾。

元禄元年(1688)につくられた八戸藩の「舩」もまた、後述する南部藩のそれと同じく参勤交代に伴う武士の出費の軽減を目的としていた⁴³⁾。しかしそれが後述する南部藩の「舩」と異なるところは、第一に八戸藩においては当初より藩の資金からの応援を得ていたことであり、そしてそれが後々までも続き、恒常的な制度となったことである。第二としては、八戸藩の「舩」は、当初より貸し付け、年賦償還の制度があった点である。そして第三として、八戸藩のそれは、当初より相互的救済制度と農民への課税的性格を有していたことである。この「舩」は、参勤交代に伴う諸費用をまかなうことが大きな目的であったとはいえ、農民に生活資金や生産資金を与え、また一般商人の営業資金、ときには質屋のような金融機関の運転資金を供給する等、領民に対して多くの便益を与えるものであった。貸付利子は、年1割半から2割半までで、他の金融機関よりは低利であったのでおおいに利用された。しかし、宝暦以降の凶作や飢饉により舩制度の運営はかなり困難になったようである。とくに文政2年(1819)頃には、連年の凶作のために藩財政は窮乏して一種の金融恐慌の状態となり、舩制度も危機を迎えた。このような危

42) 菊池勇夫、前掲『近世の飢饉』、186頁。

43) 恩田守雄、前掲書、257頁。八戸社会経済史研究会編纂、『概説八戸の歴史 中巻 2』、昭和36年、北方春秋社、38頁以下。

機や、時代による消長はあったものの、八戸藩の「舩」は藩政時代を通じてその役割を担い続けた。

(岩手県)

盛岡藩では、天保12年(1841)の幕府の「領邑困穀」令に従い高1石につき1斗1升の割合で百姓から徴収され、現地の蔵に困糶された。また、宮古通り磯鶏村では寛政12年(1800)、1人につき麦2合5勺の割合で抛出し、代官の封印を受け、村でそれを管理する「溜穀」の制度があった。また、天保の飢饉後、嘉永3年(1850)に城下で溜穀が行われた。藩より米300駄を下付し、また町人たちに米を出させ、合計496駄を有力商人3人の土蔵に保管した⁴⁴⁾。

南部藩では、寛永18年(1641)頃、「舩」がつくられた。これは、参勤交代に要する費用を、それを命ぜられた者だけでなくすべての武士が協力して抛出し合い、これによって参勤交代による多額の出費を軽減することを目的としていた。ただし、この制度への加入は任意であった⁴⁵⁾。また、江戸詰を命ぜられることは、経済的には一つの災害であった。そこでこのような制度が生まれてきたのであるが、出張を命ぜられても規定の旅費はもらえず、翌年の舩掛金と相殺して支給されたりする等、この制度の機能が阻害されていたという⁴⁶⁾。

また、南部藩の藩内およびその周辺においては、庶民金融としての「講」・「無尽」がとくにさかんであった。村落共同体自身が純粹に相互扶助を目的としてつくった主なものを次に紹介する⁴⁷⁾。

・ 契約講・・・村落共同体を構成する戸主全員が参加するもので、毎年一

44) 菊池勇夫、前掲『近世の飢饉』、186～187頁。

45) 太田原弘、「無尽と頼母子——相互扶助的な庶民金融の普及」(『江戸時代人づくり風土記3. 岩手県』、農山漁村文化協会)、85～91頁。

46) 盛岡市史編纂委員会、『盛岡市史 近世期上・第三分冊一』、昭和31年、250～251頁。恩田守雄、前掲書、253頁。

47) 主に次のものを参考とした。太田原弘、「無尽と頼母子——相互扶助的な庶民金融の普及」(『江戸時代人づくり風土記3. 岩手県』、農山漁村文化協会)、85～91頁。恩田守雄、前掲書、254頁。

定の掛け金を拋出し、共同体員の冠婚葬祭の場合に一定の金品をおくるものである。そのうちの一つで天保11年(1840)に行われた「一心講」では、毎年粟粍をその年の豊凶に応じて年三度供出し合って備蓄し、二百十日を過ぎたころに吟味のうえ、年に3人ずつ順番で受け取るようになっていた。なかには、備荒倉を建設する計画もあったと言われている。

・家作無尽・・・屋根の葺き替えを共同で行ったり、火災や洪水で家屋敷が失われたり損傷した場合に、共同で建築・修理するための無尽である。萱無尽とか屋根無尽とも言われた。

・繩索講無尽・・・近世末期に各地で行われたもので、村民全体が夜なべ仕事として一定の縄をない、それを現物掛け金として供出し、共同販売して得た金を無尽の掛金とするものである。そしてその金は、一般的には、村内の窮乏者を救済する資金としたり、村人の離村を防止するために用いたり、新しい農業を営むための農具や肥料の購入資金とした。村によっては、これを貸し付けて利殖を図ることを主な目的としたところもあった。

・頼まれ無尽・・・村内の困窮している農民を、村落の全体または有志によって救済する目的でつくられた。一般的には、参加者(講中)の掛金を籤等で全員が受け取るようになっていた。この中から、「積立講」、「貯蓄講」、「大黒講」等と呼ばれる営利的・利殖的な講が生まれてきた。(無尽・頼母子講の慣行が、近代になると相互無尽会社、そして相互銀行へと発展してきた。)

このほか、仙台藩(岩手県)には備荒倉があったと言われている。

(宮城県)

宝暦5年(1755)、仙台藩の支藩一関藩では、藩の初蔵を開いて飢人の救済につくしたので、領民の餓死者はいなかった⁴⁸⁾。また、仙台藩には備荒倉があった。

これらの他に、明和5・6年(1768・69)に、気仙郡大船渡村(岩手県大船渡市)で代官が村備初のうちから養育量を貸し付けた⁴⁹⁾。また刈田郡では、

48) 菊池勇夫、前掲『近世の飢饉』、144頁。

49) 菊池慶子「赤子養育制度と生命観の変化」(『江戸時代人づくり風土記4・宮城県』、

文化6年(1809)に曲竹村(蔵王町)の肝入を勤めた我妻源三郎が75両を投じて、小児教育と貧民救済を兼ねた郡備初(の)の創設を藩に申し出た。そして認可の後、郡中の村々から一軒につき3升ずつを供出させた初を合わせて、郡備初蔵を建てた。この備初は、そのほとんどが村々に夫食米として貸し付けられた⁵⁰⁾。

(秋田県)

秋田藩では火災や飢饉への備えとして、藩は早くから初倉をつくって備えていた。また、郡村助成米制度も存在し、春、農村の耕耘のとき、貧しい農民には助成米を貸し付けていた⁵¹⁾。また、天明3年(1783)の凶作に備える藩の予備令にこたえて、各村に義倉が設置された。そしてそれは、日常の貯蓄を殖やして万一に備える民間の福祉運動の一つであった。そして、凶作のときに家族の人数に応じて飯米を支給し、凶作に備えて一人当たり5升(約7.5キロ)の米を備蓄する等、貧民救済策を講じてきた。この他、年貢や備荒の米(お蔵米、郷蔵米)を備えておく「郷倉」もあった⁵²⁾。そこでは、富者の献米を勧誘したとされている。また、寛政7年(1795)に農民からの供出による「郡方御備米」制度が始められた。この備米の収納・貸出には在方商人が蔵元となって関与した⁵³⁾。

また、秋田藩には、「感恩講」があった⁵⁴⁾。「感恩講」は、前述した「義倉」を基礎として形成された。文政12年(1829)、那波祐生は同志とともに、育児と貧民救済のための組織「感恩講」をつくった。これは、那波祐生はじめ同志ならびに町民たちの献金で知行高(俸禄として与えてある土地の石高の権利)を買い入れ、平年には貧しい人達を救済し、凶作の年には飢餓に苦しむ人達を救済するというものであった。そして、毎年の収入の半分は貧しい

農山漁村文化協会), 59頁。

50) 菊池慶子, 同論文, 62頁。

51) 秋田県社会福祉協議会, 『秋田県社会福祉史』, 昭和54年, 7~9頁。

52) 恩田守雄, 前掲書, 261頁。佐藤恰, 「感恩講と那波祐生」(『江戸時代人づくり風土記5. 秋田県』, 農山漁村文化協会), 64~71頁。

53) 菊池勇夫, 『近世の飢饉』, 187頁。

54) 秋田県社会福祉協議会, 前掲書, 30頁以下および佐藤恰, 前掲論文を参考とした。

人達の救済のために、そして残りの半分は蓄積して増やしていくことにした。そして、大略次のような規則を作成した。

1. 秋田藩の監督を得て、町民達が力を合わせて、貧しい人達の救済活動を行う。
2. 救済のための資産は、有志町民が出し合った金銭と穀物を備蓄してあてる。
3. 救済の範囲は、秋田藩町奉行の支配地域に居住している者で、とくに独居老人・身体障害者・精神障害者・知能障害者・病弱者・家族の多い者等のうち、生活に大変困っている人達を対象とする。援助の目安は、1日1人米約3合弱（子供は半分）で、期間は実情に応じて、1カ月、2カ月、3カ月の各期間内とする。
4. 役員は、年番（講の代表）・用掛（講の事務）・下役（貧民の状況調査と雑務）・蔵守（備蓄倉庫番）をそれぞれ若干名ずつ置く。

このおかげで天保4年（1833）の大飢饉に際しては、飢餓状態にあった約1000世帯の家族を救済したと言われている。また、この他に、「万人講」、
「融通講」、「伝馬講」等の他、多くの無尽があった⁵⁵⁾。

また、仙北郡高梨村（秋田藩）には備荒倉庫があった。その他、仙北郡奥北浦には備初（ひきだ）の制度があった。天保5（1834）の仙北郡奥北浦一揆では郡備初（ひきだ）の廃止が求められている。秋田藩の農村では18世紀後期には郷中レベルの自主的な備米がある程度展開をみせており、年貢同然に藩の管理下に置かれる貯蓄に拒否感が強かったことが示されている。天保7年には今後7年間にわたる貯穀が計画され、初年度には人別あたり5升を供出する「五升備米」が実施された⁵⁶⁾。

（たけだ・ひさよし／経営学部教授／2008年1月22日受理）

55) 秋田県社会福祉協議会，同書，36頁以下。

56) 菊池勇夫，『近世の飢饉』，188頁。